

# スマイルゆい便り

居宅介護支援事業所スマイルゆい  
大分市敷戸台2-2-24 Tel 504-7858



春暖かな季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか・・・  
新年度のスタートでもあり新たな気持ちで 日々過ごされていることと思います。  
日頃いろいろお世話になっていますが、今年度からは定期便として皆様に スマイルゆい便りをお届けしていきたいと思ひます。



さて最初の話題は4月からの診療報酬改定で、MSWに退院調整加算が初めてつくようになったことです。今回評価されたことは画期的な出来事といえるようです。[病院から在宅へ]という流れのなかで、病院にいる患者さんや家族の方に安心できる選択肢を示せるか、私たちケアマネジャーも積極的にかかわりあい連携を深めていけたらと思っています。

もう一つの改正は、始まりと共に今混乱を呈している後期高齢者医療制度です。皆様周知のことと思われませんが、要約を表にしてみました。

	老人保健法による医療制度 (H20・3・31まで)	後期高齢者医療制度 (H20・4・1から)
運営主体	各市町村	各都道府県ごとに設置された広域連合
健康保険	国保、健康保険などに加入	後期高齢者医療制度に移行していることが条件
対象者	75歳以上および65歳以上の一定の障害者	変更なし
保険料	国保、健康保険に支払う	保険料は各市町村が徴収し、広域連合に納める
受診時に必要なもの	健康保険証 老人保健法医療受給者証	後期高齢者医療被保険者証
負担割合	1割(現役並み所得者3割)	変更なし

まだ手元に届いていない人もいますようです。高齢で独居や高齢世帯も多いので、制度の理解や把握も大変そうです。

今年度は来年の介護報酬改定に向けて、いろいろ動きがあるようですが私たちも積極的に現場の声を上げて今後とも取り組んでいきたいと思ひます。

○今月は大分県介護支援専門員協会研修「後期高齢者医療制度とケアマネジメントの関わり」開催。(4/20)

○また大分市介護支援専門員協会では介護報酬改定に向けて現場の意向調査を行っています。  
今年度もどうぞよろしくお願ひします。

# 愛知・長久手の旅行記

～ゴジカラ村見学記～

管理者 古村 久美子

3月末に思い立って、'愛知たいようの村' という法人の見学に行きまして。ここは、特養を始めとしてケアハウス、デイサービス、ヘルプステーション、訪問看護、居宅介護支援事業所等を持ち、別法人で、グループホーム、異世代が住む長屋、保険外でのショートができるホテルのような施設、専門学校（看護師、保健師、介護福祉士養成）を運営しています。

案内していただいた理事長は気さくな方で、私が持っていた旅行かばんを持って下さいました。（持たせる私も、ちょっと・・・ですよね。）

欲しいものがいっぱい。

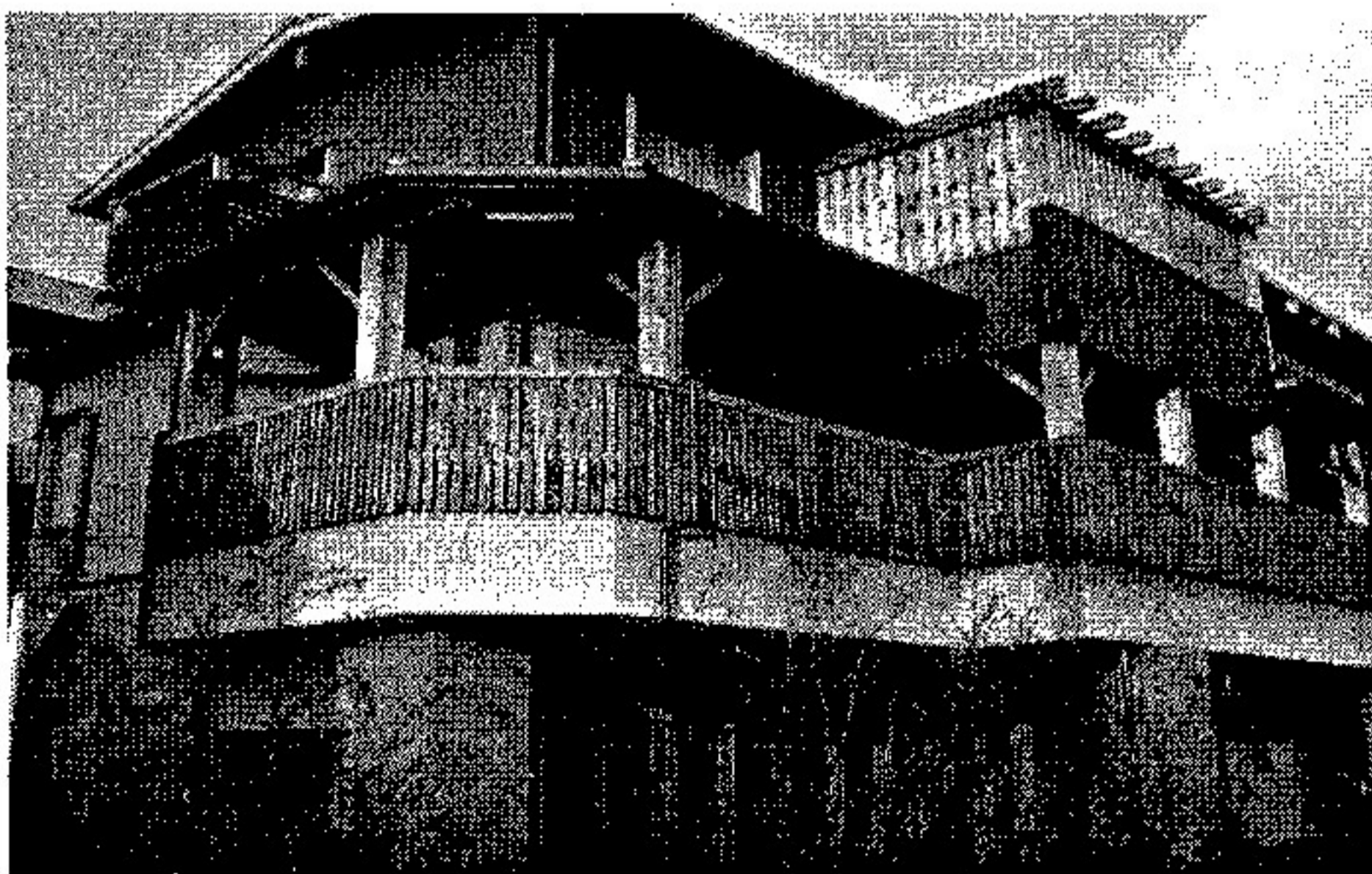
特に興味を引くのが、OL、ファミリー、高齢者が一緒に住む《ぼちぼち長屋》というところ。

みんな違って当たり前です。まして、このように様々な年代の人が一緒に暮らせば、衝突があります。初めからルールは作っておきません。理事長はこの案内の全てを通して言います。「不便で、手間暇かかって、煩わしくて、思うようにならない村」それがゴジカラ村。私ははじめにルールを作ってみんながトラブルないようにしなければ、ときれいに整えることを考えていましたが、この視点は目からウロコです。この旅の一番の収穫でした。今高齢者は、あまりにも整えられたところに至れり尽くせりで生活していないでしょうか。（全ての高齢者にとらないで下さい。）



ぼちぼち長屋

あと一つ、'やさしいところ' という保険外でショートステイできる施設があります。これも魅力的です。詳しく報告できませんので、どうぞ、ゴジカラ村のホームページをご覧ください。また、お問い合わせがございましたら、e-mail (furumura@wonder.ocn.ne.jp) へ。



やさしいところ



雑木林のなかのゴジカラ村